【ポスター発表】

生活困窮者自立支援制度利用者に見る世帯の特徴 - A市の生活困窮者自立相談支援事業利用者の調査分析から-

○ 東京成徳大学 朝比奈朋子(会員番号6526)

樋田幸恵(淑徳大学短期大学部・5531)、杉野緑(岐阜県立看護大学・771)

キーワード3つ: 生活困窮者自立支援法・不安定低所得層・稼働年齢層

1. 研究目的

本報告は、生活困窮者自立支援制度の利用者世帯の特徴から、経済的困窮に陥る世帯はどのような特徴を持っているのかを分析し、現代の不安定低所得層であるこれらの世帯の持つ不安定性の構造の特質を捉えることを目的とする。

報告者たちは、先に実施した「住宅手当の利用者調査」¹⁾(川上他 2013)において、稼働年齢層だけで構成されている世帯にも関わらず、その構成員の誰か、または世帯全体が失業や病気で働いていない、非正規雇用による低位な収入であるため、世帯の生活が立ちいかなくなっている実態を指摘した。そのことから、本研究においても、生活困窮者自立支援制度利用者を個々に分析するのではなく、世帯構成員全体の中に位置づけて捉えることする。生活困窮者自立支援制度ではどのような世帯が相談に表れているのか、その特徴を分析する。

2. 研究の視点および方法

(1)研究の視点

「生活困窮者自立相談事業」利用者のうち相談者の主訴が経済的困窮に関連する世帯を 抽出し、世帯の持つ生活上の種々の不安定性が世帯の経済的困窮を引きおこしているので はないかと仮説を立て、世帯との関連で分析した。世帯の家族構成の特徴、稼働能力の有 無とそれによる所得状況の二つの側面から分析した。

(2)研究方法(分析対象と方法)

A市における生活困窮者自立相談支援事業を 2015 (平成 27) 年 4 月から 2016 (平成 28) 年 1 月末日までの間に初回相談として利用した全 262 ケースのうち、相談したいこととして「住まい」「収入・生活費」「家賃やローンの支払」「税金や公共料金等の支払」「債務」「食べるものがない」のいずれかに回答をした相談内容が経済的相談である 182 ケースを対象とする。A市が「相談受付・申込票」及び「インテーク・アセスメントシート」よりケース転記票へ転記した匿名化されたデータの提供を受け、分析を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して研究を行った。東京成徳大学大学院研究倫理 審査を受け、承認された(16-3)。なお、本報告は報告者の責任で行う。

4. 研究結果

(1) 利用者の基本的な特徴

分析対象総数 182 ケースのうち男性 52.7%、女性 47.3%、平均年齢は 52.3 歳で、相談したいことは「収入・生活費」の回答が 146 名と全体の 80.2%を占めている。健康状態は「良くない(通院)」が 46.7%、「仕事をしていない」が 28.6%、「就労している」が 23.1%であった。

(2)世帯の基本的な特徴

単独世帯が36.8%と最も多い。平均世帯人員は1.9人である。42.3%が「賃貸アパート・マンション」に居住していた。

(3) 世帯の健康状態

世帯に健康上の問題を抱えた者が「いない」24 ケースは全て単独世帯に属しており、世帯員が複数いる世帯は健康上の問題を抱えた世帯員を含んでいる。

(4)世帯の就労状況

世帯内に就労している者が「いない」が 39.0%、「1 人以上」が 38.5%とほぼ同程度である。単独世帯を除いた世帯員が複数いる世帯を見ると、「いない」は 23.3%で「1 人以上」は 42.2%、「2 人以上」 13.8%と世帯員のいずれかが就労している割合が高い。

(5) 世帯構成の特徴

世帯員が複数いる世帯のうち、「子ども」を含む世帯は 65.5%であるが、子どもの内訳を見ると「18 歳以上」が 41.4%、「18 歳未満」が 24.1%と多くが稼働年齢層の者であった。世帯の最も若い世代の夫婦の年齢を見ると、「65 歳未満」が 52.6%、「65 歳以上」が 40.5%と半数以上が稼働年齢層の者であった。

5. 考察

世帯員が複数いる世帯の分析から明らかになったことは、生産年齢にある子どもが独立することなく定位家族に留まっていた。その理由として、世帯が低位な収入の寄せ集めによって生活を維持していること、世帯員の中に健康上の問題から一人前の就労ができない者がいるか、健康上の問題を抱えて働くことのできない世帯員の生活を支えていること等が考えられる。それらはその世帯が従来から持つその世帯特有の生活の不安定さであり、そこにさらなる負荷が加わったことにより、そのバランスに変化が生じることで経済的困窮に陥り、「収入・生活費」の相談に表れていると考えられる。

子どもを含まない世帯員が複数いる世帯でも同様な生活の不安定さがあると考えられた。

¹⁾ 川上昌子・習志野市保健福祉部保護課 (2013) 『習志野市における住宅手当受給者の 調査結果報告 - 住宅手当受給者の就労・生活の実態と自立について - 』